

佐賀県告示第 345 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 30 年 9 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
溝口歯科医院	杵島郡白石町大字廿治 1512 番地	平成 30 年 2 月 28 日
医療法人河野整形外科医院	唐津市二夕子三丁目 14 番 8 号	平成 30 年 3 月 31 日
医療法人森山胃腸科	佐賀市諸富町大字大堂 1049 番地 3	〃
医療法人長井内科	唐津市西唐津一丁目 6281 番地	〃